

新	旧	備考
フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00042 <u>沿革 平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u> <u>輸出契約又は仲介貿易契約を含み、かつ、技術提供契約を含む一の契約</u>（以下「輸出契約等」という。）であって、外国において技術の提供又はこれに伴う労務の提供をし、輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）を引渡したときに当該貨物の所有権が輸出契約等の相手方に移転するもの（以下「フルターンキー契約」という。）に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金を回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたものに対する貿易一般保険については下記のとおり取り扱う。 記	フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて 平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00042 沿革 平成 19 年 9 月 21 日 一部改正 <u>技術の提供若しくはこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）を伴う輸出契約若しくは仲介貿易契約又は輸出貨物の輸出若しくは仲介貿易貨物の販売を含む技術提供契約</u>（以下「輸出契約等」という。）であって、外国において技術等の提供をし、輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）を引渡したときに当該貨物の所有権が輸出契約等の相手方に移転するもの（以下「フルターンキー契約」という。）に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金及び対価（以下「代金等」という。）が回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたものに対する貿易一般保険については下記のとおり取り扱う。 記	
保険契約者は、フルターンキー契約に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金等が回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたもののてん補を希望する場合は、貿易一般保険の申込みの際にその旨を申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の特約を付すものとする。	保険契約者は、フルターンキー契約に係る輸出貨物等の引渡し前に発生した輸出貨物等の代金等が回収できないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により当該輸出貨物等について生じたもののてん補を希望する場合は、貿易一般保険の申込みの際にその旨を申し込むものとし、独立行政法人日本貿易保険は、保険を引き受ける際には、保険証券に次の特約を付すものとする。	

新	旧	備考
「 フルターンキー特約 (てん補責任) 第1条 独立行政法人日本貿易保険は、貿易一般保険約款(以下「約款」という。)第8条第2号の規定にかかわらず、輸出貨物又は仲介貿易貨物(以下「輸出貨物等」という。)の引渡前に発生した輸出貨物等の代金を回収することができないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により輸出貨物等について生じたものをてん補する責めに任ずる。	「 フルターンキー特約 (てん補責任) 第1条 独立行政法人日本貿易保険は、貿易一般保険約款(以下「約款」という。)第8条第2号の規定にかかわらず、輸出貨物又は仲介貿易貨物(以下「輸出貨物等」という。)の引渡前に発生した輸出貨物等の代金<u>又は対価</u>を回収することができないことにより受ける損失のうち、仕向国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱により輸出貨物等について生じたものをてん補する責めに任ずる。	
(保険価額等) 第2条 この特約に係る保険価額及び保険金額は、この証券記載の約款第3条第2号のてん補危険に係る保険価額及び保険金額とする。」 <u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	(保険価額等) 第2条 この特約に係る保険価額及び保険金額は、この証券記載の約款第3条第2号のてん補危険に係る保険価額及び保険金額とする。」	